

医療的ケア児等の個人情報の取得における配慮について

1 目的

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第十三条において情報の共有の促進が示され、「国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

こうした状況の下、医療的ケア児の情報の早期把握、複雑かつ複合化する医療的ケア児及びその家族に対する支援について、よりきめ細やかな対応を図っていくためには各関係機関が連携しながら支援を行う必要がある。

一方で、現在、中野区においては、個人情報の保護及び職務上の守秘義務の観点からプライバシーの保護については、最善の注意をはかりながら取り組みを進めているところであるが、支援にあたっての統一的な同意書の作成にはいたっていない。医療的ケア児及びその家族への個人情報保護、プライバシー保護の向上に向け、関係機関の連携に関する同意を得た上での対応が求められる。

2 今後の対応

医療的ケア児及びその家族が認知していない間に各機関が本人情報を得ている状態を防ぐため、個別のケース対応を行うにあたり、個人情報の保護と円滑な支援に向けての情報の共有への理解を区並びに関係機関と保護者の間で共通認識を保つため、「支援を行うにあたっての同意」を書面にて取得するものとする。

（同意書の取得にあたってのケースの例）

○母子保健における本人情報の共有

○障害福祉サービスなど各種サービスの利用にあたって調整

○入園・就学に向けた受入れ調整など

（情報の共有機関の例）

障害福祉課、保育園・幼稚園課、学務課、育成活動推進課、すこやか福祉センター、医療的ケア児コーディネーター、相談支援事業所など

3 情報の管理

同意書様式の作成及び管理は障害福祉課にて行う。一方、本人及びその家族への同意書の作成及び説明にあたっては、情報取得及びケースの入り口となる部署にて適宜行うものとする。